

お知らせ



病児保育事業 桂川町在住の方も利用できるようになりました！

病児保育事業をご利用ください

子育て支援課 子育て支援係 ☎65・0081

病児保育事業を嘉飯圏域定住自立圏連携事業（飯塚市、嘉麻市、桂川町の2市1町協同事業）に基づき実施します。

【病児保育とは】お子さんが病気または病気の回復期であり、集団保育及び家庭保育が困難な場合に、専門の施設で一時的にお預かりする事業です。

【対象児童】次の条件を全て満たす人

○病気または病気の回復期にあって、入院治療を必要とせず当面の症状の急変が認められない児童
○生後2か月から小学校6年生までの児童
○保護者の仕事・病気・冠婚葬祭など、やむを得ない理由により家庭で育児することができない児童

【病児保育施設】○さくらルーム「宮嶋医院」

☎0948・22・1433

・キッズケアルーム飯塚らいむ 「飯塚らいむ保育園」

☎0948・52・3654

【利用料金】1日2,000円

※生活保護世帯、住民税非課税世帯の方には保育料の軽減制度があります。証明書が必要となります。

【利用方法】・病児保育施設での「事前登録」と「利用申込」手続きが必要です。

・利用前日までに予約が必要です。

◎詳しくは、飯塚市のホームページ「病児保育事業」をご覧ください。

※申請様式は飯塚市の様式を使用します。



▲QRコード

お知らせ



水道料金郵便局で納付できるようになりました

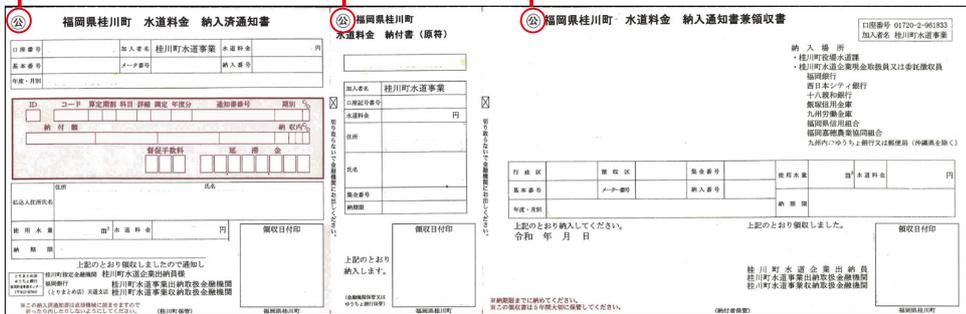
水道料金

水道課 水道係 ☎65・3241

令和3年10月から、水道料金が九州内（沖縄県を除く）の郵便局で納付できるようになりました。

10月以降に発行される、新しい様式の納入通知書（**公**マークあり）でのみ納付が可能です。※納期限が過ぎていないものに限ります。詳しくは町ホームページをご覧ください。

▼(公)の印字箇所



お知らせ



高齢者インフルエンザ予防接種 助成のお知らせ

流行前に予防接種を！

健康福祉課 健康推進係 ☎65・0001

インフルエンザは、普通の風邪に比べると全身症状が強く、気管支炎や肺炎を合併するなど、より重症化するのが特徴です。流行前に予防接種を受けて、インフルエンザを予防しましょう。

【助成期間】令和3年10月1日(金)～令和3年12月30日(木)まで

【対象者】町内に住民登録をしている人で、接種日現在に65歳以上の方

※ただし、60歳以上65歳未満の人で、心臓・腎臓・呼吸器の機能や免疫機能に、身体障害者手帳1級程度の障害がある人も対象となります。

【助成回数・接種料金】1回のみ 1,500円

【接種料金の免除】下表に該当する人は必要書類を医療機関の受付に提示すると接種料金が免除（無料）となります。

※免除の書類を持参せずに自費で接種した場合、町からの払い戻しはできません。

問合せ先／○非課税証明書：税務課

☎65・1076

○予防接種：健康福祉課 健康推進係

☎65・0001

| 接種料金免除対象者 | 必要書類 |
|-------------------------|------------------------|
| 生活保護世帯 (世帯全員が該当のみ) | 診療依頼書 |
| 住民税非課税世帯 (世帯全員が該当のみ) | 非課税証明書 (役場税務課で無料発行) |